

野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚  
染及び災害の発生の防止に関する条例  
(残土条例)

申請の手引き  
(令和元年7月1日一部改正)

問合せ先

野田市環境部環境保全課

〒278-8550

千葉県野田市鶴奉7番地の1

## 1 はじめに

建設発生土（残土）の無秩序な埋立てによる土壤汚染や問題が多発したことから、平成10年1月に「千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」が施行され、安全基準に適合しない土砂等の埋立て等が禁止となったほか、3,000 m<sup>2</sup>以上の埋立て事業は県が規制することとなり、併せて、野田市においても、「野田市小規模埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を平成10年1月に施行し、300 m<sup>2</sup>以上3,000 m<sup>2</sup>未満の埋立て事業の規制を行ってまいりました。

しかし、近年、県内において、いずれの条例の適用を受けない産業廃棄物たる建設汚泥等を再生処理したもの（再生土等）を埋立ての材料とする事例が多く、その中には、土壤の環境基準を超える再生土等による土壤汚染が発生し、周辺環境への影響が確認されております。

千葉県では、「千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」の規制対象外である再生土等の埋立てによる周辺環境への影響を未然に防止するため、「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例」を平成31年4月から施行しております。

また、近隣市の印西市では、平成27年頃から再生土等による埋立てが盛んになり、土壤の環境基準を超える事案が発生したため、再生土等の埋立てを規制する条例を平成29年4月1日に施行しております。さらに、木更津市、四街道市なども同様に条例改正を行い、再生土等を規制しております。

こうした背景から野田市においても、再生土等による埋立ての土壤汚染は確認されておりませんが、これまで規制の対象外としていた再生土等に対応するため、土砂等（再生土等を含む。）の安全基準や、3,000 m<sup>2</sup>以上の埋立て行為についても市が独自で規制（県条例の適用除外）できるよう現行条例を廃止し、新たに条例を制定し、平成30年10月1日から施行したものです。

令和元年7月1日での改正では、工業標準化法の改正に伴い、日本工業規格から日本産業規格へ修正、また、土壤環境基準の改正に伴う測定方法等の変更を行っております。

## 2 市残土条例の主な変更点

### （1）県条例の適用除外

市町村が独自の施策を行おうとする場合は、県はこれを尊重し、市町村長からの申出により県条例の適用を除外することとしており、県条例では、土砂等の埋立て等による面積3,000 m<sup>2</sup>以上が規制対象ですが、市内における300 m<sup>2</sup>以上の埋立て等については、すべて市条例で規制することとし、県条例の規制を除外しました。

### （2）「土砂等」の定義の見直し【第2条】

自然物である山砂や建設発生土など、地盤を掘削して発生した土砂以外に、

建設汚泥等を再生処理したもの（再生土等）を規制するため、土砂等の定義を見直しました。

【旧条例】 土砂及びこれに混入し、又は吸着した物

【現条例】 土砂及びこれに混入し、又は吸着した物その他土地の埋立て、盛土

その他の土地へのたい積の用に供する物で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物以外のもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

（3）土砂等の安全基準及び安全基準に満たない土砂等の埋立て等禁止規定の追加

【第6条・第7条】

土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準について、環境基本法に規定する土壌の汚染に係る環境基準に加え、ダイオキシン類対策特別措置法による環境基準や土壌汚染対策法に規定する基準に準じて規定します。

安全基準に満たない土砂等による埋立て等は禁止とし、安全基準に満たない土砂等の埋立て等のおそれがあるときは、埋立て等の停止等について命令できることを規定するとともに、安全基準に満たない土砂等の埋立て等を確認したときは、土砂等の撤去等を命令できることを規定します。

（4）特定事業の許可【第9条】

「土砂等」の定義の見直しにより、自然物である山砂や建設発生土又は再生土等による特定事業を行おうとする者は、事業区域ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません。

（5）土地所有者等の同意等に関する規定の追加【第10条】

埋立て事業の許可申請を行う事業者は、事業区域内の土地所有者に対して事業内容を説明し、同意を得なければならないことを規定します。

事業区域内の土地に地上権、永小作権、質権又は賃借権を有するものに対して、事業内容を説明し、同意を得なければならないことを規定します。

事業区域に隣接する土地所有者及び近隣住民に対して、事業内容を説明し、同意を得なければならないことを規定します。

（6）事前協議の規定の追加【第11条】

許可の申請前に事前協議を行わなければならないことを規定します。

ただし、小規模埋立て事業及び面積が300 m<sup>2</sup>以上 3,000 m<sup>2</sup>未満の一時堆積特

定事業は省略できるものとします。

(7) 変更許可の規定の変更【第15条】

埋立て等事業の許可を変更する場合の規定について、次の事項を規定します。事業区域内の土地所有者、事業区域内の土地に地上権、永小作権、質権又は賃借権を有するものに対し、事業の変更内容を説明し、同意を得なければならない。

事業区域に隣接する土地所有者及び近隣住民に対し、事業の変更内容を説明し、同意を得なければならない。

事業期間の変更は、当初許可期間の満了日から1年を超えて変更できません。

事業区域を増やす変更は、当初許可区域の2割を超えて変更できません。

当初許可が小規模埋立て事業である場合は、3,000㎡を超える面積変更はできません。

3 定義について【第2条】

(1) 建設発生土

建設工事から発生する土砂を指し、建設発生土(残土)といいます。

残土の土質の区分は、その性状やコーン指数(固さを示すもの)により、次のとおり区分されます。

区 分	性 状	評 価	コーン指数 (kN/m <sup>2</sup> )
第1種 建設発生土	砂、礫及びこれらに準ずるもの	そのまま使用が可能なもの	
第2種 建設発生土	砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの	そのまま使用が可能なもの	800以上
第3種 建設発生土	通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	そのまま使用が可能なもの	400以上
第4種 建設発生土	粘性土及びこれらに準ずるもの(第3種建設発生土を除く)	そのまま使用が可能なもの	200以上
泥土	浚渫土、建設汚泥	評価が上記のものと比較して、土質改良にコスト及び時間がより必要なもの	200未満

( 2 ) 土砂等

土砂及びこれに混入し、又は吸着した物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。

( 3 ) 産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項第1号において、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物と規定されています。

( 4 ) 再生土（改良土）

汚泥等の産業廃棄物を中間処理施設において、その性状等を人工的・化学的に改良したもので、道路等の下層路盤材、管渠等の埋め戻し材や河川の築堤材として使用されています。

再生土（改良土）は、中間処理の方法によって、その成分（構成）が異なり、汚泥の水分の調整後、様々な添加剤を加え、粒度を調整し、石灰やセメントを混合して、性状を「土砂」に類似させたものです。

( 5 ) 小規模埋立て等

特定事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が3,000㎡未満であるものをいう。

#### 4 事業主等の方へ【第3条】

土地の埋立て等を施工しようとする事業主等には、次の責務があります。

( 事業者の責務 )

事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止しなければなりません。

事業者は、土砂等の埋立て等に係る苦情又は紛争が生じた場合は、責任をもってその解決に当たらなければなりません。

事業者は、事業活動に伴い発生する土砂等の減量化を図るとともに、当該土砂等の製品化その他の有効利用に努めなければなりません。

事業者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、土壌汚染が発生するおそれのあるときには、土砂等を運搬することのないよう努めなければなりません。

事業者は、土砂等の埋立て等に供する区域の周辺の関係者（区域から300m区域内の居住者）に対して、当該事業の内容について事前に説明し、理解を得るよう

努めなければなりません。

## 5 土地所有者等の方へ【第4条、第33条】

土地の埋立て等に土地を提供しようとする方には、次の責務があります。

(土地所有者の責務及び義務)

土地の所有者は、土砂等の埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするときは、埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある場合には、当該土地を提供することのないよう努めなければなりません。

土地の所有者は、災害の発生を防止するため、施工の状況が同意にあたって確認した事項に抵触していないかどうかを確認しなければなりません。

土地の所有者は、特定事業場において土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生がないか等を確認しなければなりません。

## 6 安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等【第7条】

何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはなりません。

市長は、安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等を行っている者に対し、直ちに当該土砂等の埋立て等を停止し、又は現状を保全するために、必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

市長は、安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、使用された土砂等(安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は土壌の汚染を防止するための必要な措置を講ずることを命ずることができます。

## 7 許可申請について【第12条、第13条】

申請書に記載する事項

現場事務所の設置計画及び位置、現場責任者の氏名及び職名

ただし、事業区域の面積が3,000m<sup>2</sup>未満の場合は、現場責任者の氏名及び職名のみとします。

事業区域の表土の地質の状況

事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置

事業区域以外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置

申請書に添付する書類

事業区域内の土地所有者の同意書

事業区域内の土地の地上権、永小作権、質権又は賃借権を有するものの同意書

事業区域に隣接する土地所有者及び近隣住民の同意書

特定事業の期間【第 13 条】

300m<sup>2</sup>以上の埋立て等事業の期間は、最大3年

一時堆積事業の期間は、最大1年

## 8 許可の基準【第 14 条】

許可基準に関する欠格要件

条例に基づく措置命令を完了していない者

条例に基づく許可の取消し日から3年を経過していない者

埋立て等事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある者

暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者)

が自己の事業活動に対して、結果的に相当程度の影響力を有している者

許可基準に関する要件

土砂等の搬入計画において、許可を受けた日から6月以内に土砂等の埋立て等に着手する計画になっていること。

事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。

事業区域以外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置が図られていること。

許可を変更する場合の規定【第 15 条】

事業区域内の土地所有者、事業区域内の土地に地上権、永小作権、質権又は賃借権を有するものに対し、事業の変更内容を説明し、同意を得なければなりません。

事業区域に隣接する土地所有者及び近隣住民に対し、事業の変更内容を説明し、同意を得なければなりません。

事業期間の変更は、初期許可期間の満了日から1年を超えて変更できません。

事業区域を増やす変更は、当初許可区域の2割を超えて変更することはできません。

当初許可が、小規模埋立て事業である場合は、3,000m<sup>2</sup>を超えて面積変更することはできません。

## 9 事業の廃止(中止)、完了、終了の手続き【第 24 条、第 25 条、第 26 条】

廃止届は、許可を受けたものの計画していた事業に着手できない場合や許可期間満了前に事業を施工途中で終わらせる場合に必要となります。

中止届は、施工途中で一時的に事業を中止し、後に再開する場合に必要となりま

す。ただし、中止しようとする期間が2月未満の場合は、届け出は必要ありません（中止しようとする期間が許可期間を超える場合は、廃止届又は終了届）  
完了届は、許可を受けた計画どおりに許可期間内に事業を完了した場合に必要となります。

終了届は、許可期間内に事業を完了できない場合に必要となります。

#### 10 許可の取消基準【第30条】

安全基準に適合しない土砂等を使用して埋立て等を行ったとき  
土壌の汚染を防止するための措置命令に違反したとき  
埋立て事業を引き続き1年以上行っていないとき  
欠格要件に至ったとき又は欠格要件に該当していることが判明したとき  
相続等により地位を継承した者が、許可の欠格要件に該当するとき

#### 11 手数料【第38条】

許可申請項目	許可申請手数料
新規許可（埋立て区域面積が300㎡以上3,000㎡未満）	1件につき 20,000円
〃（埋立て区域面積が3,000㎡以上）	1件につき 48,000円
変更許可（埋立て区域面積が300㎡以上3,000㎡未満）	1件につき 10,000円
〃（埋立て区域面積が3,000㎡以上）	1件につき 28,000円
譲受け許可	1件につき 28,000円

#### 12 罰則【第40条・第41条・第42条】

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する要件

- ・ 無許可で埋立て等事業を行った者
- ・ 措置命令に違反した者
- ・ 名義貸しを行った者【追加】

50万円以下の罰金に処する要件

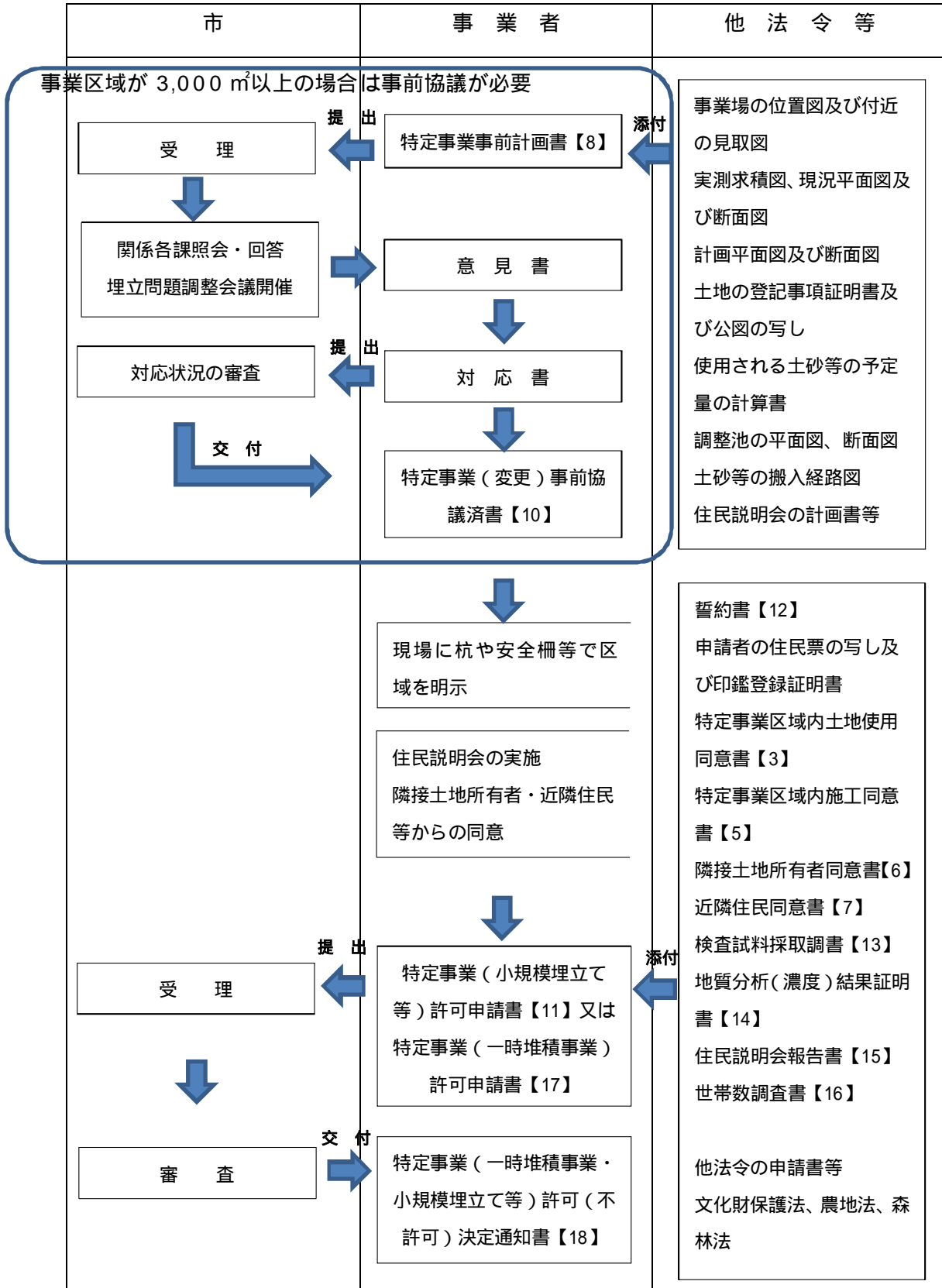
- ・ 土砂等搬入届の違反を行った者
- ・ 必要な報告を怠った又は虚偽の報告をした者
- ・ 立入検査の拒否、虚偽の答弁を行った者
- ・ 土砂等管理台帳の未作成、虚偽記載を行った者【追加】
- ・ 土砂等管理台帳を保存しなかった者【追加】

30万円以下の罰金に処する要件

- ・ 必要な届出を怠った、又は虚偽の届出をした者
- ・ 標識の掲示等に違反した者【追加】
- ・ 市に提出した書類の写しの保存義務に違反した者【追加】



13 許可申請の流れ（【】内は施行規則の様式番号）



事前協議、許可申請に必要な書類（添付書類）は、施行規則第7条、第8条、第9条に記載のとおりです。

住民票、印鑑登録証明書、登記事項証明書、公図等は、発行日から3月以内のものとする。

なお、住民説明会を省略することはできず、その説明会では必ず書面により事業概要（地番、目的、面積、工期、土砂等の発生元、運搬経路等）及び図面（平面図、縦断図、横断図等）その他資料を出席者に配布し、説明するものとする。欠席者に対しても同様の書面等を配布すること。

近隣住民の同意は、特定事業区域から300m以内の区域に居住する世帯の10分の8以上の世帯主から得ること。

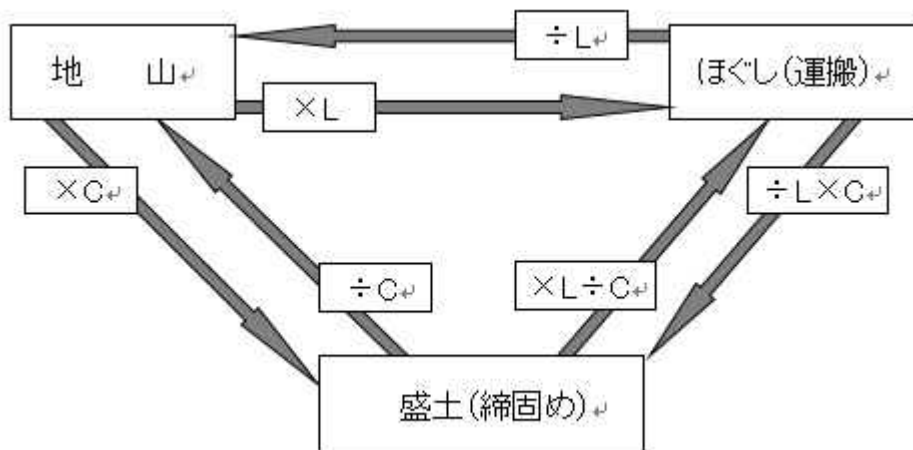
土量は、変化率（締固め度等）を考慮したものとし、特定事業の構造が10m以上の高低差が生じる場合は、ボーリング調査を実施し安定計算を実施すること。

不明な点等は、市役所環境保全課まで問合せすること。

参考) 土量の変化

土は、土粒子と水と空気から構成されているので、自然状態のとき(「地山(じやま)」という)と、それを掘り崩したとき(「ほぐし」という)、ほぐした土を締め固めたとき(「締め固め(しめかため)」という)では、主として空気の体積が変化するため、多くの場合体積変化を起こす。

一般に、自然状態の地山を掘削する(ほぐす)と体積は大きくなる。運搬土はほぐした状態である。この変化率(ほぐし率:L(ルーズ))は、L式のように表す。同様にほぐした土を締め固めたとき(代表的な状態は盛土(もりど))の変化率(締め固め率:C(コンパクション))も定義される。



$$L = \frac{\text{ほぐし土量}}{\text{地山土量}}$$

$$C = \frac{\text{締め固め土量}}{\text{地山土量}}$$

[土量の変化]

地山土量をほぐすとL倍になる。ほぐした土量は運搬土量である。

ほぐし土量から地山土量を求めるにはLで割る。

ほぐし土量を締め固め土量にするにはLで割ってC倍する。

盛土(締め固め量)から必要なほぐし(運搬)土量を求めるにはLを掛けCで割る。

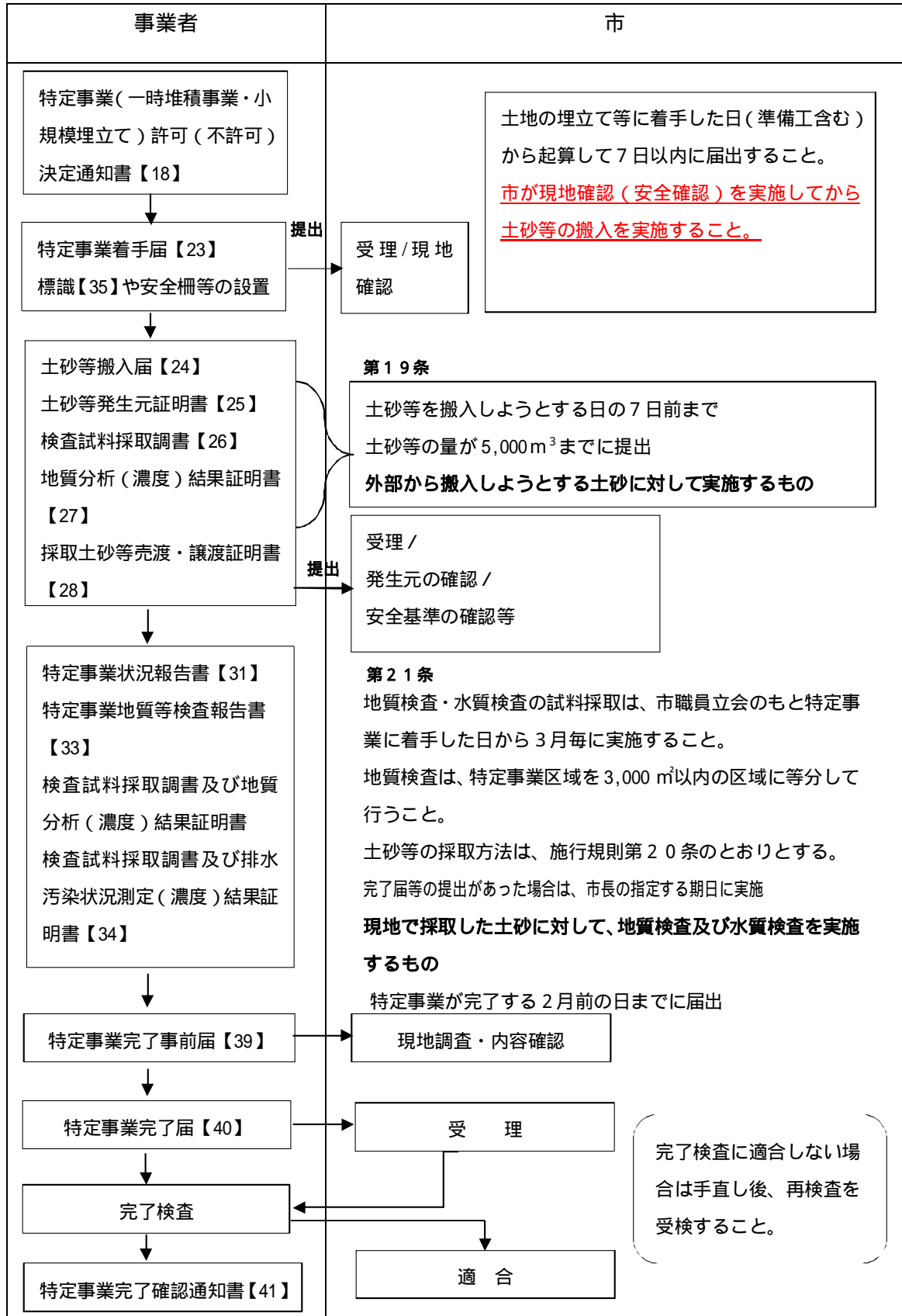
地山土量を締め固める(盛土する)とC倍になる。

盛土(締め固め量)から必要な地山土量を求めるにはCで割る。

(土の変化率のおおよその値)

土の名称	ほぐし率(L)	締め固め率(C)
中硬岩	1.50~1.70	1.20~1.40
れき質土	1.10~1.30	0.85~1.00
砂質土	1.20~1.30	0.85~0.95
粘性土	1.20~1.45	0.85~0.95

14 施工の流れ (【 】内は施行規則の様式番号)



事業着手及び土砂搬入（採取土砂等・残土）に係る必要な書類は、第23号様式 特定事業着手届、第24号様式 土砂等搬入届（第25号様式 土砂等発生元証明書 / 第26号様式 検査試料採取調書 / 第27号様式 地質分析（濃度）結果証明書 / 第28号様式 土砂等売渡・譲渡証明書）となるので、土砂等を搬入しようとする日の7日前までに、あるいは、土砂等の量が5,000m<sup>3</sup>までごとに提出すること。

## 15 同意について

特定事業区域内の土地所有者、権利を有する者、特定事業区域周辺の土地所有者及び近隣住民等から同意を得なければなりません。

### 土地所有者の同意

土地所有者に特定事業の内容を説明し、同意を得たら特定事業区域内土地使用同意書を作成すること。

第3号様式	特定事業区域内土地使用同意書
第4号様式	特定事業（一時堆積特定事業）区域内土地使用同意書
<ul style="list-style-type: none"> <li>・同意書に押印した印鑑の印鑑登録証明書 個人の場合</li> <li>・事業者の印鑑登録証明書 登記所は発行したもの 法人の場合</li> </ul>	

### 特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者の同意

事業区域内の土地に係る地上権、永小作権、質権、貸借権、抵当権等を有する者の同意を得なければならない。

第5号様式	特定事業区域内施工同意書 一時堆積も様式は同一
-------	-------------------------

### 特定事業区域に隣接する土地所有者の同意

特定事業区域を含む土地の境界に隣接するすべての土地所有者及び占有者に特定事業を行うことを説明し、同意を得なければならない。説明会の開催が必要

第6号様式	隣接土地所有者同意書 一時堆積も様式は同一
-------	-----------------------

### 近隣住民への説明及び同意

特定事業区域（外周部）から300m以内の区域内に居住する者（住民票の有無を問わない）に対し、当該特定事業を説明し、居住する者の世帯の10分の8以上の世帯の代表者（世帯主）から同意を得なければなりません。

### 説明会の開催が必要

なお、空き家は含まない。

300m以内の区域に敷地の一部が含まれる場合は、その居住者の同意も必要となります。

第7号様式	近隣住民同意書
第16号様式	世帯数調査書

## 16 申請及び届出の制限

埋立て事業の申請には、以下の制限があります。

- ・ 特定事業の期間は、3年（一時堆積特定事業に係るものである場合は1年）を超えて申請することができません。
- ・ 事業主等が措置命令を受け、必要な措置を完了していないときは、許可の申請をすることができません。

## 17 土砂等の発生状況の確認

市は、土地の埋立て等に使用される土砂等について、状況に応じ発生元に赴き、当該発生元に汚染の要因の可能性があるかどうか等について、現地を確認します。

市が発生元調査に行く際は、発生元現場責任者の方等の調整を図る等協力をお願いします。

## 18 許可の基準【第14条】

特定事業（一時堆積特定事業は除く）は、下記に適合しなければ許可となりません。

（1）事業主等が次のいずれにも該当しないこと。

ア 措置命令を受け、必要な措置を完了していない者

イ 許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者

ウ 特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

エ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 野田市暴力団排除条例（平成23年条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む）がアからオまでのいずれかに該当するもの

キ 法人でその役員又は規則第10条で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当するもの

ク 個人で規則第10条で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当するもの

ケ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（2）同意を得ていること。【本手引き15項を参照】

（3）特定事業が3年以内に完了するものであること。

（4）現場責任者を置くこと。ただし、特定事業区域の面積が3,000㎡以上である場合にあっては、現場事務所を設置し、かつ、当該現場事務所に現場責任者を置くこと。

（5）特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。

- ( 6 ) 特定事業が完了した場合において、使用された土砂等の堆積の構造が 特定事業区域外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。【別表第 3 参照】
- ( 7 ) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画における土砂等の発生場所が特定していること。
- ( 8 ) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画において、許可を受けた日から6 月以内に土砂等の埋立て等に着手する計画となっていること。
- ( 9 ) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。
- ( 10 ) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。

一時堆積特定事業は、下記に適合しなければ許可となりません。

- ( 1 ) 上記の ( 1 ) ( 2 ) ( 4 ) 並びに次の各号に掲げる事項に適合していること。
- ( 2 ) 特定事業が 1 年以内に完了するものであること。
- ( 3 ) 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。ただし、当該表土と特定事業に使用される土壌等が遮断され、土壌の汚染が防止されると認められる場合にあっては、この限りでない。
- ( 4 ) 特定事業場の構造が、当該特定事業場の区域以外の地域への特定事業に使用された土壌等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして、規則で定める構造上の基準に適合していること。【別表 4 参照】
- ( 5 ) 特定事業場の区域以外の地域への排水の水質検査を行うための施設が設置されていること。
- ( 6 ) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。

#### 19 変更の許可申請・軽微な変更【第 15 条】

許可を受けた特定事業の内容を変更しようとするときは、変更の許可を受けなければなりません。ただし、軽微な変更にあつては届出により行うことができます。

##### ( 1 ) 軽微な変更

第 20 号様式	特定事業軽微変更届
----------	-----------

事業主の氏名又は住所（法人である場合は、その名称若しくは代表者の氏名又は所在地）の変更

法定代理人の氏名又は住所（法定代理人が法人である場合にあっては、名称若しくは代表者の氏名又は所在地）の変更

許可を受けた事業主等に係る次の変更

ア) 法定代理人が法人である場合におけるその役員

イ) 役員

ウ) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者

エ) 規則第10条に規定する使用人

現場事務所の位置の変更

現場責任者の氏名又は職名の変更

特定事業に使用される土砂等の量の変更(当該土砂等の量を減少させるものに限る。)

特定事業に使用される土砂等の搬入計画の変更

特定事業区域以外の地域への排水を測定する施設の位置の変更

特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として、特定事業区域の区域内に設けた排水施設又は特定事業区域の区域外に設けた柵の構造の変更(排水施設又は柵の機能を高めるものに限る。)

## (2) 変更の許可

上記(1)に該当しない変更については、変更許可が必要です。

第19号様式	特定事業変更許可申請書
--------	-------------

変更の内容について、土地所有者、施工の妨げとなる権利を有する者、隣接する土地所有者、近隣住民への説明会を行わなければならない。  
期間の延長は、特定事業の期間が満了する日から起算して1年を超えて申請することはできない。それ以上の延長は、再申請となる。  
特定事業区域の面積拡張は、最大で当初の許可面積の10分の2を超えて申請することはできない。  
小規模埋立て等の特定事業区域(3,000m<sup>2</sup>未満)の面積拡張は、変更後の特定事業区域の面積が、3,000m<sup>2</sup>以上となる申請をすることができない。  
措置命令等を受けたもので、必要な措置を完了していないときは、変更許可申請をすることができない。

## 20 搬入の届出【第19条】

許可事業主等は、その許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、搬入日の7日前までに、発生場所(土量)5,000m<sup>3</sup>毎に、発生元や安全基準に適合が確認できる書類を添付し、市長に報告しなければなりません。

なお、その際に、他法令等で定められた必要な許可証の写しを添付すること。



様式等	提出書類	建設発生土 (残土等)	許認可 土砂等
第24号様式	土砂等搬入届		
第25号様式	土砂等発生元証明書		
第28号様式	土砂等売渡・譲渡証明書		
第26号様式	検査試料採取調書		
第27号様式	地質分析(濃度)結果証明書		
添付書類	土砂等の発生場所の位置図		
	土砂等の発生場所の平面図及び採取位置を記載した図面		
	土砂等の発生場所の現場写真		
	搬入経路図		
	砂利採取計画認可許可書の写し等		

## 21 土砂等の量等の報告【第20条】

土砂等の発生場所毎に土砂管理台帳を作成し、3月毎に土量等を市へ報告しなければなりません。

また、土砂等の搬入量を1日毎に記載し、土砂等管理台帳は1年で閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければなりません。

埋立て事業状況報告書の提出書類

第29号様式	土砂等管理台帳
第30号様式	土砂等管理台帳(一時堆積特定事業)
第31号様式	特定事業状況報告書
第32号様式	特定事業(一時堆積特定事業)状況報告書

## 22 地質検査等の実施【第21条】

地質検査と水質検査は、特定事業に着手した日から3月毎、及び廃止・完了・終了検査時(市長が指定する日)に市職員立ち会いの下で行い、その結果を報告しなければなりません。

一時堆積事業については、完了届出時に表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造であれば、地質検査は省略できます。

一時堆積事業で、一つの搬入届出毎に、土砂等が区分された状態で堆積されている場合は、地質検査を省略できます。

地質検査は、特定事業区域を3,000m<sup>2</sup>以内の区域に等分して行うこと。

地質検査等の提出書類

第33号様式	特定事業地質等検査報告書
--------	--------------

第 34 号様式	排水汚染状況測定（濃度）結果証明書
第 26 号様式	検査試料採取調書
第 27 号様式	地質分析（濃度）結果証明書
検査試料を採取した地点の位置図、現場写真	
当該期間に埋め立てを行った区域の前後の平面図、縦横断図	
土量計算書	

### 23 関係書類等の縦覧【第 22 条】

許可を受けた者は、特定事業が施工されている間、特定事業に関する書類及び図面の写し、土砂等管理台帳を近隣の住民その他当該特定事業について、利害関係を有する者に対し、いつでも縦覧できる状態にしなければなりません。

### 24 標識の掲示等【第 23 条】

許可を受けた者は、特定事業場の公衆の見やすい場所に、特定事業が施工されている間、標識を掲げなければなりません。

また、許可に係る特定事業区域と当該特定事業区域外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を杭や安全柵等で表示しなければなりません。

### 25 特定事業の廃止等【第 24 条】

特定事業を廃止又は中止しようとするときは、あらかじめ届出が必要となります。

市では、特定事業に使用された土砂等が安全基準に適合しているか、災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているか検査を行います。

廃止（中止）届の提出書類

第 36 号様式	特定事業（廃止・中止）事前届
第 37 号様式	特定事業廃止届
必要な措置に係る工程表（事前届）	
現場写真（事前届）	
平面図（事前届）	
縦横断図（事前届）	
土量計算書	

特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置については、隣地境界との段差、擁壁の有無、のり面勾配、盛土高等、個々の案件毎に判断します。

特定事業区域を確認した結果、必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた許可事業主等は、特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じ、措置結果を

市に報告しなければなりません。

## 26 特定事業の完了等【第 25 条】

特定事業を完了しようとするときは、あらかじめ届出が必要となります。

市は、特定事業に使用した土砂等が安全基準に適合しているか、災害の発生を防止するための必要な措置が講じられているか検査を行います。

完了届の提出書類

第 39 号様式	特定事業完了事前届
第 40 号様式	特定事業完了届
工程表（事前届）	
現場写真（事前届）	
平面図	
縦横断図	
土量計算書	

特定事業区域を確認した結果、必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた許可事業主等は、特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じ、措置結果を市に報告しなければなりません。

## 27 特定事業の終了等【第 26 条】

許可を受けた期間の満了日までに、特定事業を完了する見込みがないときは、満了日の 2 月前までに、届出が必要となります。

市は、特定事業に使用した土砂等が安全基準に適合しているか、災害の発生を防止するための必要な措置が講じられているか検査を行います。

終了届の提出書類

第 42 号様式	特定事業終了事前届（満了日の 2 月前までに）
第 43 号様式	特定事業終了届
工程表（事前届）	
現場写真（事前届）	
平面図	
縦横断図	
土量計算書	

特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置については、隣地境界との段差、擁壁の有無、のり面勾配、盛土高等、個々の案件毎に判断します。

特定事業区域を確認した結果、必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた許

可事業主等は、特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じ、措置結果を市に報告しなければなりません。

## 28 譲受け【第 27 条】

特定事業の許可を受けた者から当該特定事業を譲受けようとする者は、譲受けの許可を受けなければなりません。

第 45 号様式	特定事業譲受け許可申請書
特定事業区域内の土地所有者及び権利を有する者の同意書 その他規則第 25 条で定める書類等	

## 29 相続等【第 28 条】

特定事業の許可を受けた者から、相続、合併又は分割により地位を継承した者は、特定事業相続等届出書を提出する必要があります。

また、地位を継承した者は、同意を得た土地所有者等に通知しなければなりません。

第 47 号様式	特定事業相続等届出書
第 48 号様式	特定事業相続等通知書
相続、合併又は分割の事実を証する書類	

## 30 報告の聴取【第 35 条】

市は、土地の埋立て等に関し、事業主に対し施行に必要な限度においてその業務に関し報告をさせることができます。

## 31 手数料【第 38 条】

特定事業の許可又は変更の許可、譲受けの許可を受けようとする事業主等は、条例第 38 条に定めるところにより、手数料を納めなければならない。

- ・ 特定事業許可申請書手数料（特定事業区域の面積300㎡以上 3,000㎡未満）  
1 件につき 20,000 円
- ・ 特定事業許可申請書手数料（特定事業区域の面積3,000㎡以上）  
1 件につき 48,000 円
- ・ 特定事業変更許可申請書手数料（特定事業区域の面積300㎡以上 3,000㎡未満）  
1 件につき 10,000 円
- ・ 特定事業許可申請書手数料（特定事業区域の面積3,000㎡以上）  
1 件につき 28,000 円
- ・ 特定事業譲受け許可申請書手数料（特定事業区域の面積3,000㎡以上）  
1 件につき 28,000 円

### 32 罰則【第40条・第41条・第42条】

条例の各規定に違反した場合は、罰則が適用されます。

(1) 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

根拠条文	違反の内容
第7条第2項	安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがある場合の埋立て等の停止命令違反
第7条第3項	安全基準に適合しない土砂等の撤去命令違反
第29条第1項	土砂等の崩落、飛散、流出による災害の発生を防止するために必要な措置命令違反
第29条第2項	許可を受けずに埋立て等を行った者に対して、土砂等の撤去又は災害の発生を防止するために必要な措置命令違反
第30条第1項	事業の停止命令違反
第31条第1項	事業の廃止、完了、終了に伴う義務違反に対する措置命令違反
第31条第2項	事業の廃止、完了、終了に伴う義務違反を行った者が土壌を汚染した場合の現状を保全するために必要な措置命令違反
第34条第1項	安全基準に適合しない土砂等が使用されていた場合の土地所有者に対する土砂等の撤去命令違反
第34条第2項	土地所有者に対する土砂等の崩落、飛散、流出による災害の発生を防止するために必要な措置命令違反
第9条、第15条第1項、第27条第1項	市長の許可を受けず、埋立て等(変更、譲受けを含む。)を行った者
第17条	許可を受けた者が、自己の名義で自己以外の者に埋立て等を行わせた者

(2) 50万以下の罰金

根拠条文	違反の内容
第19条	土砂等搬入届をせず、又は虚偽の届出をした者
第20条第1項、第2項	土砂等管理台帳を作成せず、又は規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の報告をした者
第20条第3項	土砂等管理台帳の写しによる埋立て等に使用された土砂等の量について、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
第21条第1項	地質検査等の結果について、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
第21条第2項	事業区域内の土壌中に安全基準に適合しない土砂等がある

	ことを確認した事実を報告をせず、又は虚偽の報告をした者
第 35 条	埋立て等の業務に関する報告の聴取に対して報告をせず、又は虚偽の報告をした者
第 32 条第 3 項	土砂等管理台帳を保存しなかった者
第 36 条第 1 項	市職員による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

( 3 ) 30 万以下の罰金

根拠条文	違反の内容
第 15 条第 9 項	軽微な変更をしたときに届出をせず、又は虚偽の届出をした者
第 18 条	事業に着手したときに届出をせず、又は虚偽の届出をした者
第 24 条第 3 項、第 25 条第 3 項、第 26 条第 3 項	事業を廃止、完了、終了したときに届出をせず、又は虚偽の届出をした者
第 28 条第 2 項	許可を受けた者の地位を承継したときに届出をせず、又は虚偽の届出をした者
第 23 条第 1 項、第 2 項	標識を掲示せず、境界を明らかにする表示をしなかった者
第 32 条第 1 項	事業に関する書類、図面の写しを保存しなかった者

### 33 他法令による規制の確認

特定事業の実施場所、規模、態様等によっては、他法令等の規制を受けることになりますので、残土条例に基づく申請とは別に、各法令等に基づく手続きも必要になります。特定事業の申請を行う前に、他法令等による規制の有無を十分確認してください。

#### 主な関係課名と関係法令等

関係課名	法令等	主なもの
都市計画課	都市計画法、建築基準法等	開発許可、用途地域、建築確認等
社会教育課	文化財保護法	指定文化財及び埋蔵文化財に関する協議
農業委員会	農地法	農地転用の届出 / 許可
農政課	農業振興地域の整備に関	農用地区域内における許

	する法律	可
管理課	道路法 他の道路管理者も同様	道路運行許可、道路占用許可等
市民生活課		通学路の使用について

### 34 安全基準

別表第1(第4条、第9条第7項第3号、第17条第4項、第20条第1項第4号)

#### 溶出量基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。)
有機りん	検液中に検出されないこと。	昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。	規格65.2に定める方法
ひ素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	規格61に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下であること。	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下で	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法

	あること。	
四塩化炭素	検液1リットルにつき 0.002ミリグラム以下 であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に 定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニル モノマー)	検液1リットルにつき 0.002ミリグラム以下 であること。	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1.2 ジクロロエ タン	検液1リットルにつき 0.004ミリグラム以下 であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める 方法
1.1 ジクロロエ チレン	検液1リットルにつき 0.1ミリグラム以下で あること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1.2 ジクロロエ チレン	検液1リットルにつき 0.04ミリグラム以下で あること。	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3. 2に定める方法、トランス体にあつては日本作業規格K01 25の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1.1.1 トリクロ ロエタン	検液1リットルにつき1 ミリグラム以下である こと。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に 定める方法
1.1.2 トリクロ ロエタン	検液1リットルにつき 0.006ミリグラム以下 であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に 定める方法
トリクロロエチ レン	検液1リットルにつき 0.03ミリグラム以下で あること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に 定める方法
テトラクロロエ チレン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下で あること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に 定める方法
1.3 ジクロロブ ロペン	検液1リットルにつき 0.002ミリグラム以下 であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき 0.006ミリグラム以下 であること。	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる



	0.003ミリグラム以下 であること。	方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき 0.02ミリグラム以下で あること。	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる 方法
ベンゼン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下で あること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下で あること。	規格67.2又は67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき 0.8ミリグラム以下で あること。	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c)(注 (6)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンク ロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合に あっては、これを省略することができる。)及び昭和46年環 境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1 ミリグラム以下である こと。	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年環境庁 告示第59号付表7に掲げる方法
1,4 ジオキサン	検液1リットルにつき 0.05ミリグラム以下で あること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
水素イオン濃度	5.8以上8.5以下である こと。	規格12.1に定める方法

含有量基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	試料1キログラムにつ き150ミリグラム以下 であること。	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める 方法
全シアン	試料1キログラムにつ き50ミリグラム以下で あること。	規格38に定める方法(K0102規格38.1に定める方法を除 く。)
鉛	試料1キログラムにつ き150ミリグラム以下 であること。	規格54に定める方法

六価クロム	試料1キログラムにつき250ミリグラム以下であること。	規格65.2に定める方法
ひ素	試料1キログラムにつき150ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満であること。	規格61に定める方法 農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
純水銀	試料1キログラムにつき15ミリグラム以下であること。	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満であること。	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
セレン	試料1キログラムにつき150ミリグラム以下であること。	K0102規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	試料1キログラムにつき4,000ミリグラム以下であること。	K0102規格34.1若しくは34.4に定める方法又はK0102規格34.1c)(注(6)第3文を除く。)に定める方法及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	試料1キログラムにつき4,000ミリグラム以下であること。	K0102規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
ダイオキシン類	試料1グラムにつき1,000ピコグラム - TEQ以下であること。	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年環境庁告示第68号)別表土壌の項に掲げる方法

## 備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成、試料中濃度に係るものにあつては、平成15年環境省告示第19号付表に定める方法により試料を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 公共事業(条例第9条第1項第1号に規定する公共事業をいう。)のうち市長が別に定める種類の事業による土砂等の埋立てが行われる場合であつて、当該土砂等の埋立て等が行われている間及び当該土砂等の埋立てが完了した後において地下水の汚染の防止を図る上で必要な管理が行われるものとして、事前に市長の承認を受けたときの当該土砂等の埋立て等に使用される土砂等の砒素、ふっ素及びほう素に係る基準値の欄中検液中濃度に係る値は、それぞれ検液1リットルにつき0.03ミリグラム、2.4ミリグラム及び3ミリグラムとする。
- 3 基準値の欄中「検液中に検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 5 六価クロムの項目について、規格65.2.6に定める方法により塩分濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本産業規格K0170 - 7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。
- 6 1・2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- 7 ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン及びコブラナーポリ塩化ビフェニルをいう。
- 8 水素イオン濃度にあつては、次に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
  - (1) 乾土20グラム相当量の生土又は風乾細土を100ミリリットルビーカー又はポリ容器にとる。
  - (2) 純水又は塩化カリウム液(1N塩化カリウム液に約N/10水酸化カリウム液を加えてpH7.0に調整したもの)を50ミリリットル加える(土:純水又は塩化カリウム液 = 1:2.5とする。)
  - (3) (2)をかくはんし、又は振とうした後1時間以上静置し、この上澄を測定に用いる。
- 9 水素イオン濃度の測定結果にはpH(H2O)又はpH(KC1)と付記し、測定条件を明確にする。